

一般廃棄物収集運搬業（保管・積替えを除く）

許可（許可更新）申請の手引き

（令和 7 年 1 2 月 8 日改正）



津 市

目 次

一般廃棄物収集運搬業の許可（許可更新）の申請手続き

1 許可制度	1
2 許可要件	1
3 許可（許可更新）申請	2

一般廃棄物収集運搬業の許可取得後の諸手続き

1 変更許可申請	5
2 変更届	5
3 廃止届	7
4 許可証の再交付	7

※一般廃棄物処理業の許可要件

許可基準	8
欠格事項	8

※参考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	10
お問い合わせ先	11

一般廃棄物収集運搬業の許可（許可更新）の申請手続き

1 許可制度

津市内において、一般廃棄物の収集、運搬の全部又は一部を自らの業として行おうとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（以下「条例」という。）の規定により、津市長の許可が必要になります。

なお、「自らの業として行う」とは、許可を受けた法人（個人の場合は許可を受けた本人）が、自ら当該業務を行うことをいい、再委託等の行為は認めません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 許可要件

許可については、一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可要件を満たす者が許可申請を行った場合に許可を行っています。（許可要件については、P 8をご参照ください。）

（注）行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています（本人や家族等による作成又は法律に定めがある場合を除きます。）

津市一般廃棄物収集運搬業許可方針（抜粋）

津市では、令和6年4月1日から市内の一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物収集運搬業許可業者数を勘案して、法第7条第1項に係る新規許可を認めないこととしています。

また、法第7条第2項に係る許可更新については、法第7条第1項の許可を必要とする、一般廃棄物の収集及び運搬を必要とする業務を一度も行ってない場合、又は本市が発注する業務で一般廃棄物の収集運搬が業務の内容に含まれてるものを受注していない場合で、特段の理由を除いて、許可更新を原則認めないととしています。

3 許可（許可更新）申請

一般廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）の許可（許可更新）を受けようとする者は、次のとおり許可（許可更新）申請手続きをしてください。

(1) 申請書類及び提出方法

一般廃棄物収集運搬業許可（許可更新）申請書（第2号様式）に次の書類を添付し、正本1部を津市環境部環境政策課または各総合支所地域振興課へ提出してください。

No.	添 付 書 類	作 成 要 領
1	住民票の写し（本籍地が記載されたもの）（個人番号は記載されていないもの）	・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。法人の場合は役員全員の分（監査役及び政令で定める使用人も含む）
2	精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	・登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。登記事項証明書（登記されていないことの証明書）における必要な証明事項は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことです。 ・申請日以前3ヶ月以内に法務局より発行されたもの。 ・法人の場合は役員全員の分（監査役及び政令で定める使用人も含む）
3	法人一定款または寄附行為	・業務目的欄に一般廃棄物処理業務を明記していること。
4	法人－登記事項証明書	・業務目的欄に一般廃棄物処理業務を明記していること。 ・申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。
5	事務所、事業所の見取り図	・主要道路名、建物、地番等を明示すること。
6	事業区域調書（別紙1）	・排出事業者（作業場所）を全て明記すること。
7	自動車、作業用具その他機能	・保有する収集運搬車両を全て記載す

	点検用具の種類及び数量(別紙2)	ること。 ・津市で使用する収集運搬車両には、備考欄に○印を付すること。 ・市外で使用する収集運搬車両には、備考欄に当該市町村名を明示すること。 ・一般廃棄物用は「一廃」、産業廃棄物用は「産廃」、資源回収用は「資源」と使用する用途を備考欄に明示すること。
8	収集運搬車両等の写真(別紙3)	・津市で使用する収集運搬車両のみ ・車両ナンバーが明確に認識できる前、横、後方からの写真(各1枚)に限る。 ・写真は、カラープリントで、様式枠内に収まるサイズを使用すること。
9	自動車検査証記録事項の写し	・津市で使用する収集運搬車両のみ(申請者が使用者になっていること)
10	収集運搬車両の賃貸借契約書の写し	・収集運搬車両を借り受けている場合のみ
11	収集運搬車両の保管場所調書(別紙4)	・収集運搬車両保管場所の見取り図 ・収集運搬車両の配置図 ・主要道路名、建物、地番等を明示すること。
12	事務所等、収集運搬車両の保管場所の所有権等を証する書類	・登記事項証明書(土地・家屋登記)は申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。 ・借用している場合は、代替として賃貸借契約書の写しまたはそれに代わるもの。
13	収集または運搬の方法並びに作業計画(別紙5)	
14	従業員調書(別紙6)	・申請した事業に従事する全員の氏名等を記入すること。(津市で従事する者に限る)
15	誓約書(別紙7)	・欠格事項に該当しない者である旨の申し出等

16	個人－市町村民税の納税証明書または完納証明書	・納税証明書は直前2年分のもの。(申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る)
17	法人－法人市町村民税の納税証明書または完納証明書	・納税証明書は直前2年分のもの。(申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る)
18	他の自治体の一般廃棄物処理業の許可証の写し	・津市以外で一般廃棄物処理業を営んでいる場合に限る。
19	産業廃棄物処理業の許可証の写し	・産業廃棄物処理業を営んでいる場合に限る。
20	法第7条第1項の許可業務を実施したこと、又は本市が発注する業務で一般廃棄物の収集運搬が業務の内容に含まれているものを履行したことを証する書類	・許可更新の場合に限る。 ・当該許可期間中(2年間)に受注した業務に限る。 ・当該業務の履行完了を証する書類の写し、津市の一般廃棄物処理施設に廃棄物を搬入したことを証する書類の写し等

(2) 申請手数料

	許可申請	許可更新申請
一般廃棄物収集運搬業	3,000円	2,000円

(3) 許可証の交付

提出された許可(許可更新)申請書の書類審査等の結果、許可要件に適合していると判定されたときは、許可証が交付されます。

申請した業については、許可を受けた日から行うことができます。

なお、許可には期限があり、引き続き業を営む場合は、許可の更新手続きを行う必要があります。更新手続きを行わなければ、当該許可は失効してしまいますので注意してください。

一般廃棄物収集運搬業の許可取得後の諸手続き

1 変更許可申請

取り扱う一般廃棄物の種類、収集または運搬の区分等の事業範囲を変更しようとするときは、事前に変更許可を申請し、市長の許可を受けなければなりません。

(1) 申請書類及び提出方法

一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書（第4号様式）に次の書類を添付し、正本1部を津市環境部環境政策課または各総合支所地域振興課へ提出してください。

No.	変 更 事 由	添 付 書 類
1	取り扱う一般廃棄物の種類の変更	①許可証原本 ②その他必要と認められる書類
2	収集または運搬の区分の変更（積替え保管を除く）	①許可証原本 ②その他必要と認められる書類

(2) 手数料

一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	2,000円
----------------------	--------

2 変更届

一般廃棄物収集運搬業者は、住所の変更、氏名の変更、事務所及び事業所の変更、自動車（車両）の変更等の事由が生じたときは、その日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業変更届出書（第5号様式）により、市長に届け出なければなりません。

届出書類及び提出方法

一般廃棄物収集運搬業変更届出書（第5号様式）の正本1部を津市環境部環境政策課または各総合支所地域振興課へ提出してください。

No.	変 更 事 由	添 付 書 類
1	個人の住所の変更	①住民票の写し ②精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない

		い者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注）
2	個人の氏名の変更	①住民票の写し ②精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注）
3	法人の主たる事務所及び事業所の所在地の変更	①定款の写しまたは寄付行為の写し ②登記事項証明書（商業・法人登記） ③当該土地の所有権を有することを証する書類 ④事務所の位置図（案内図）
4	法人名称の変更	①定款の写しまたは寄附行為の写し ②登記事項証明書（商業・法人登記）
5	法人代表の変更 法人役員の変更 政令に定める使用人の変更	①変更があった代表等の住民票の写し（本籍地が記載されたもの） ②登記事項証明書（商業・法人登記） ③誓約書（欠格条項に該当しない旨の申し出） ④精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（注）
6	従業員の変更	①従業員調書
7	収集運搬車両の変更	①自動車検査証記録事項の写し ②収集運搬車両の写真
8	収集運搬車両の保管場所の変更	①当該土地の所有権を有することを証する書類 ②案内図、車両の配置図
9	収集運搬車両の自動車検査証等の内容の変更	①自動車検査証記録事項の写し ②収集運搬車両の写真（車両ナンバーを変更した場合に限る）
10	その他の変更	必要と認められる書類

（注） 登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を添付してください

い。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。登記事項証明書（登記されていないことの証明書）における必要な証明事項は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことです。

3 廃止届

一般廃棄物収集運搬業者は、その業務の全部または一部を廃止したときは、その日から10日以内に一般廃棄物収集運搬業廃止届出書（第5号様式）により市長に届け出なければなりません。

届出書類及び提出方法

一般廃棄物収集運搬業廃止届出書（第5号様式）の正本1部を津市環境部環境政策課または各総合支所地域振興課へ提出してください。

4 許可証の再交付

一般廃棄物収集運搬業者は、許可証を亡失し、または損傷したときは、直ちに許可証再交付申請書（第9号様式）により市長に申請し、その再交付を受けなければなりません。

(1) 申請書類及び提出方法

許可証再交付申請書（第9号様式）の正本1部を津市環境部環境政策課または各総合支所地域振興課へ提出してください。

(2) 手数料

一般廃棄物収集運搬業許可証再交付手数料	1,000円
---------------------	--------

※一般廃棄物処理業の許可要件

<許可基準>

根拠規定：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第1号～第3号

同施行規則第2条の2

1. 市による一般廃棄物の収集または運搬が困難であること。
2. 申請の内容が、市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
3. その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(1)施設に係る基準

①一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

(2)申請者の能力に係る基準

①一般廃棄物の収集または運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

②一般廃棄物の収集または運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

<欠格事項>

根拠規定：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

同施行令第4条の6・第4条の7

申請者（申請者が法人であるときはその業務を行う役員を含む）が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を

取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

※参 考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業の停止）

第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1. この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
2. その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
3. 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

1. 第七条第五項第四号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに該当するに至つたとき。
 2. 第七条第五項第四号リからルまで（同号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 3. 第七条第五項第四号リからルまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 4. 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。
 5. 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 6. 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（名義貸しの禁止）

第7条の5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

《お問 い 合 わ せ 先》

許可申請手続きに関することについては、環境政策課または各総合支所までお問い合わせください。

環境政策課	☎ 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 5 8
-------	---------------------------

久居総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 5 5 - 8 8 4 3
-------------	---------------------------

河芸総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 4 4 - 1 7 0 6
-------------	---------------------------

芸濃総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 6 6 - 2 5 1 6
-------------	---------------------------

美里総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 7 9 - 8 1 1 9
-------------	---------------------------

安濃総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 6 8 - 5 5 1 7
-------------	---------------------------

香良洲総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 9 2 - 4 3 0 8
--------------	---------------------------

一志総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 9 3 - 3 0 0 8
-------------	---------------------------

白山総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 6 2 - 7 0 3 2
-------------	---------------------------

美杉総合支所地域振興課	☎ 0 5 9 - 2 7 2 - 8 0 8 8
-------------	---------------------------